

## 平成 22 年第二回定例会平成 22 年度予算審査特別委員会建設分科会

### 西てつし発言分

◆西 委員 民主党・市民連合の西でございます。委員外の質問、ご許可いただきましてありがとうございます。大綱質疑で取り上げさせていただきましたけれども、交通安全対策費に関連して、交通安全の問題、取り上げさせていただきたいと思います。

大綱質疑でも取り上げさせていただきましたけれども、日本において非常に歩行者と自転車の交通事故が多い問題、それは堺市の考え方と警察庁と、さらに国土交通省の考え方が少し違うように私は考えておりますけれども、皆さんはどのように認識をされているか、お示してください。

◎田中 自転車道整備担当課長 警察庁と国土交通省におきましては、自転車関連事故件数が交通事故全体の 2 割を超えている現状から、自転車対策が喫緊の課題であるということ掲げております。このことを踏まえまして、国土交通省と警察庁では有識者を交えて懇談会を開催し、自転車を考慮した道路空間の実現に向けた取り組みを掲げ、自転車走行空間の分離を原則としました自転車通行環境整備を推進しているところでございます。以上でございます。

◆西 委員 走行空間の分離を国と警察庁は基本としているということだったと思いますが。

ところで、先ほど中井委員からも取り上げさせていただきましたけれども、家原寺周辺、家原大池公園周辺で交通安全上現在起きている問題について、もう一度、交通安全担当のほうからご説明していただけますでしょうか。

◎河島 土木監理課長 委員からのご質問にあります家原寺地域の交通安全上起きている問題ということでございますが、朝夕の通勤・通学ラッシュ時において、歩道上で自転車と歩行者が錯綜し、歩行者が危険な状態にあり、安全、円滑な通行が確保されておらず、交通安全上問題があると認識しております。以上でございます。

◆西 委員 調査はどのようになりましたでしょうか。詳しく説明していただければと思います。

◎田中 自転車道整備担当課長 府道大阪高石線、家原大池公園前の250メートルの区間につきましては、道路幅員が12メートルと狭く、かつ朝夕の通勤・通学時間帯における自転車交通量も多く、平成21年9月14日の調査によりますと、道路北側では531台の自転車、そして道路の南側では305台の自転車が多く通行しておりまして、歩行者と自転車が錯綜することが頻繁に発生しております。このような状況から、交通安全上の問題があるということで、安全で円滑に通行できる環境の確保が必要な区間であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 そのような交通安全上問題が多い地域に対しまして、どのような取り組みをされてきたのか、経過をご説明いただければと思います。

◎田中 自転車道整備担当課長 取り組みといたしましては、先ほども申し上げましたように現地調査により確認を行いまして、そして交通量調査を行いました。そして、それに基づきまして地元の西堺警察署と協議をさせていただきまして、今現在も協議中であるということでございます。以上でございます。

◆西 委員 いつから検討されたのか、お示してください。

◎田中 自転車道整備担当課長 検討につきましては、自転車道整備担当部署が平成20年4月に設置されておりますので、20年4月設置以降に我々は検討に入ったものでございます。以上でございます。

◆西 委員 御存じであれば総務のほうにも教えていただきたいんですが、民主党・市民連合としては大分前から要望していると思いますが、確認をされているだけでどれぐらい前からしていたか、御存じであれば教えてください。

○野里 会長 どなたがお答えいただけますか。

◎東山 建設総務課長 済みません。申しわけないですけども、存じておりません。

◆西 委員 少なくとも、平成19年度の予算要望において民主党・市民連合としては提起をしておりますが、つい最近になって取り上げられるということはどういうことなのか、教えてください。

◎田中 自転車道整備担当課長 ご要望につきましては、たしか平成19年度からご要望をいただいていたと存じております。それに基づきまして、我々も堺市内の全地域の道路状況等を検討は行っておりましたが、実際の実務の検討といいますか、交通量調査を行ったのが今年度を実施したということでございます。以上でございます。

◆西 委員 2年間全く放置をされていたまま、この地域ではこういう問題がずっと発生をしているわけでありますが、家原寺地域において、このように歩道上、歩道はもちろん皆さん御存じのとおり自転車走行というのは危険を回避するために緊急待避的には乗ることはできますけれども、基本的には自転車は車道を走るというのは御存じのとおり道路交通法上定められていることでもありますけれども、ここをしっかりと自転車を走らせないようにしていくという取り組みは、規制は可能なんでしょうか、お答えをいただければと思います。

◎田中 自転車道整備担当課長 ご質問の家原寺地域の歩道につきましては、平成22年2月26日に道路交通法に基づきまして歩道が自転車通行可の規制を受けております。これによりまして、普通自転車は歩道を通行することができるということから、自転車走行をすることの規制につきましては困難であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 私も2月末にこの道を歩いていると、突然自転車のマークが記載をされていたということで非常に驚いて、さらには地元の2校区自治連合会長さんにお聞きをしても、全く聞いていなかったというふうにおっしゃられておりました。なぜこのマークが記載されたのか、また記載された意味、どのような条件でここに自転車歩道走行可になっているのか、お示してください。

◎近藤 自転車まちづくり推進室長 府道大阪高石線の家原大池公園前、自転車等の通行状況の現場確認の依頼が西委員よりありました。市といたしましては、現地における通行量調査を実施し、そのデータと平面図をもとに、歩行者と自転車が安全に通行するための整備案を提示し、西堺警察署と協議を続けてまいりましたが、当該府道は交通量が多いため、法的な擁護による自転車利用者の安全確保が急務であると考えた警察側が先行して、当該府道の歩道部分を自転車通行可とする規制を実施いたしました。本市といたしましては、非常に不本意でございますが、西堺警察署との連絡調整が不足しておったということで、歩道の自歩道化に至ったのは否めない事実でございます。以上。

◆西 委員 確認なんですけど、この種の指定は府警が勝手にできるということよろしいでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 交通規制につきましては、交通管理者が行うものであると考えております。以上でございます。

◆西 委員 市民から見たときに、道路を管理しているのは堺市ですから、知らぬまま書かれているということは非常に、協議もなく書かれているということは少し不思議なんですけど。

ところで、この地域は非常に先ほどご答弁していただいたように議論になっていた、懸案になっていた地域にもかかわらず勝手に変えていいのかということについて、もう一度、勝手に変えていいものかどうか、お示しいただければと思いますが。

◎田中 自転車道整備担当課長 本来であれば、何らかの双方の協議をしていくものと思いますが、今回、自転車通行可が指定されたことにつきましては、現在も我々にとりましても協議中の案件であると考えておりました。しかしながら、歩道に自転車通行可が指定されたことにつきましては事実でございますので、協議の段階で調整不足があったものと認識しております。今後につきましては、このようなことがないように努めてまいりたいと思います。以上でございます。

◆西 委員 そこで少し確認をしたいんですけど、この場所のみならず、こういう管理者、警察のほうでさまざまな指定は、堺市が全く知らないまま行われることはまああると

いうことでよろしいでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 先ほども申しましたように、交通規制につきましては交通管理者が基本的には行われると考えております。以上でございます。

◆西 委員 非常に、率直に申し上げて驚きを禁じ得ないところでありますけれども、地域も全く、2校区ここに重なっているところがあるんですが、2小学校校区の自治連合会長さん、全く知りませんでした。それで、堺市も全くこうなるまで知らなかった。なったことも多分知らなかったと思うんですが、なるまでは少なくとも知らなかったということよろしいでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 そのとおりでございます。以上でございます。

◆西 委員 警察から全く連絡はないということで非常に驚きを禁じ得ないんですが、実はいただいた資料を確認をしていますと、大阪府警との協議資料ということで資料をいただきましたけれども、その中に幾つかこれを改善するやり方として、5つほど提案をされています。この資料を見ている限りでは、非常に具体的に改善を検討されたんだと、歩行者と自転車が錯綜していることをどのようによくしていこうか、改めていこうかということを検討されたんだと思ったんですが、附属の資料を見て驚きました。

整備計画の4の1、4の2、4の3ということでバリエーションが示されていますけど、バリエーションの中に、なんと歩道上で錯綜するのは危ないと申し上げているにもかかわらず、歩道自転車通行可と、つまり現状歩道であるにもかかわらず、その上に自転車通行可にすると書いてありますけれども、繰り返しになりますけれども、一体この地域の課題としては何があるとお考えなのかちょっとわからなくなりますので、お示しをいただければと思います。

◎田中 自転車道整備担当課長 課題といたしましては、自転車交通量が多く、歩行者と自転車が錯綜することが頻繁に発生しております。以上のことから、交通安全上の問題があり、安全で円滑に通行できる環境の確保が必要な区間であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 だとするならば、自転車と歩行者がふくそうしていることが課題だということをお認めになるわけですから、土木監理課に確か交通安全担当がいらっしゃると思いますけれども、交通安全担当としては何がさらに課題、この課題に対応するために何が必要だと考えていらっしゃるか、お示しいただければと思います。

◎河島 土木監理課長 昨年5月に家原寺地域、この地域におきまして、西委員にもご参加いただき、自転車通学の生徒に対する早朝の通学指導を行ってまいりました。当時は、歩道は歩行者専用でありましたが、その際、通勤・通学等で歩道をかなりのスピードで走行する自転車が頻繁に目につき、幸い歩行者の錯綜する事故は起きませんでした、ひやっと感じたことが幾度もあったというふうに報告を聞いております。

我々といたしまして、対応といたしましては、自転車利用者に対する交通ルール遵守の徹底と利用マナーの向上を図るための広報啓発活動をより一層推進するとともに、歩行者と自転車が安全で快適に通行できるよう、構造的な改良も含めたハード対策の推進も必要であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 それは、つまりは道路上で、歩道上で混合になっている、歩行者と自転車がまざっているということが問題だと、交通安全担当としては少なくとも考えていらっしゃるということよろしいでしょうか。

◎河島 土木監理課長 当該地域におきましては問題であると考えております。以上でございます。

◆西 委員 にもかかわらず、堺市の提案資料について、路肩カラー化はもちろんいいと思いますけれども、路肩カラー化とあわせて歩道自転車通行可にするということは、非常に矛盾していると私は考えますけれども、いかがでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 その資料につきましては、警察との協議において提出した資料でございますけれども、あくまでも我々はこの現場におきまして路肩のカラー化を整備したいということで協議させていただきました。その中でいろんなパターンがある、いろんなバリエーションがあるといううちの1つであるということを示させていただいた

ものでございます。以上でございます。

◆西 委員 バリエーションの1つとしてあったとしても、余計にというか、さらに危険になる歩道自転車通行可にしてしまうというのは間違えているんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 路肩塗装と自転車通行可の歩道でございますけれども、安全対策については、実際その実施に当たって最終的にどうしていくかということをお安全対策も含めまして検討していくということで考えておりました。以上でございます。

◆西 委員 間違えていたということはお認めにならないということではよろしいですか。

◎田中 自転車道整備担当課長 間違っていたということではなくて、あくまでも先ほど申し上げましたようにパターンの1つであるというふうにしてございます。以上でございます。

◆西 委員 これ、全く聞いている皆さんわからないと思うんですね。歩道上で自転車とふくそうしているのが危ないと土木監理課のほうでおっしゃられて、現状歩道であるものを、さらに自転車通行可と追認をしていくということで、そういう案が出ることで自体が違和感があるんですけれども、今お答えになられた課長さんの上の方も含めてそう思われるんですか。

◎近藤 自転車まちづくり推進室長 今言いましたことにつきましては、当然その自転車通行可というのは、私としましては誤りかと思っております。西委員おっしゃるとおり、現場でも確認したとおり、自転車と歩行者の錯綜、これが現場の調査でも顕著に表れております。これを除くための自転車と歩行者の分離、これが第一に考えなければいけないことと考えております。以上です。

◆西 委員 では、この資料は撤回をされるということではよろしいでしょうか。

◎近藤 自転車まちづくり推進室長 撤回させていただきます。以上です。

◆西 委員 撤回をされるということで、ぜひとも警察との協議の中でも、この資料は間違えていたとしっかりと説明をしていただきたいと思います。この資料があるからこそ、警察はその歩道上を自転車通行可にしてしまった可能性もあると言えると思いますので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

ところで、角度を変えてお聞きをしていきたいと思いますが、警察庁と国土交通省がどのように考えているかと、堺市の考え方がやっぱり全然違うんじゃないかなと、率直に申し上げて思わざるを得ません。国交省と警察庁はこのような懇談会、先ほどご答弁にもありましたけれども、新たな自転車利用環境のあり方を考える会、行われてますけど、この位置づけについて国土交通省と警察庁はどのように位置づけているとお考えか、堺市のお考えをお示してください。

◎田中 自転車道整備担当課長 ただいまのご質問の国交省の考え方と堺市の考え方でございますけれども、基本的には当然統一しているものでございます。そして、国交省におきましては自転車の交通環境における現状の課題ということで、歩行者・自転車のための道路整備が不十分であるということと、自転車の利用者のルール・マナーの遵守の意識が不十分であると、こういう2点を大きな課題として取り上げておりまして、認識的には共通していると思っております。以上でございます。

◆西 委員 お聞きをしたかったのは、この懇談会をどのように国交省と警察庁が位置づけているかをお示してください。

○野里 会長 どなたがお答えになりますか。

◎田中 自転車道整備担当課長 国土交通省におきましては、自転車関連事故が先ほども申しあげましたように交通事故全体の2割を超えているということもございまして、やはり自転車対策が喫緊の課題であるということを掲げておりますので、それを目的としまして、この懇談会が設置されたものでございます。以上でございます。



◆西 委員 国土交通省は、平成19年に、この懇談会に基づいて各政令指定都市長に通知を出していると思いますが、御存じでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 認識しております。以上でございます。

◆西 委員 この通知の内容を皆さんがご理解されているところをお示してください。

◎田中 自転車道整備担当課長 通知の内容につきましては、平成19年7月12日に国土交通省から各都道府県、各政令市長あてに通知されたものでございます。内容的には、ただいま申し上げましたように、自転車に関連する交通事故件数が事故全体の2割を超えているということもございまして、これが喫緊の課題になっていると、こういった課題を踏まえまして、国土交通省と警察庁では有識者等からなります新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会というものを協働で開催しまして、今後の自転車利用環境のあり方について報告をされたと聞いております。以上でございます。

◆西 委員 これが、その懇談会の骨子でありますけれども、ちょっと見にくくて恐縮ですけれども。この骨子の背景、さらに歩行者における現状の課題、さらには道路空間の実現に向けた5つの取り組み、ぜひとも読んでいただきたいと思いますが。背景のところには、自転車事故が増加をしていると、歩行者と自転車の事故が増加をしていると、それに基づいて何をすべきかと、現状の課題は道路整備が不十分であると、さらに道路空間の実現に向けた5つの取り組みや走行空間の原則分離の推進なんだと書かれていると思います。

そして、今、実は同じ政令市の新潟市において、きょう同じように建設の委員会が開かれているそうでありますけれども、新潟市、ほぼ堺市と同じサイズなのは皆さん御存じのとおりだと思いますが、その懇談会の中に、この懇談会の資料に新潟市自転車利用環境計画というのが今議題になっているそうであります。この資料を取り寄せましたけれども、この中にピンクで塗っているのでもわかりにくいかもしれませんが、このような国交省の通知、さらにはこれ同じく警察庁も一緒に通知が出てますので、警察庁は通達ですね。警察庁通達、そして国交省通知が出ていることを受けて、非常に歩行者と自転車の事故が多いということを受けて、これから整備計画には自転車歩行者道は整備しないと書いてありま

すけれども、これについて堺市としてはどのように認識をされますでしょうか、ご答弁をお願いします。

◎田中 自転車道整備担当課長 自転車走行空間につきましては、ただ今申し上げました自転車歩行者道、自転車道、そして自転車専用通行帯と、大きくはその3つの環境がございます。ただ、本市といたしましても、原則としましてやはり走行分離を基本としまして現在考えております。以上でございます。

◆西 委員 この通知の内容をどこまで理解をされているのか少し疑問なんですけれども、実際、現在のこの通知、通達の中には、歩道の容量が不足している場合、歩道におけるふくそう化が常態しているのであれば、普通自転車歩道通行可規制の解除について検討することとなっています。つまり、国交省と警察庁はどんどん分離をしていこうということを考えているということだと思います。それに対して、堺市並びに大阪府警の皆さんが、これは協議の結果ですので、どちらが悪いのかはよくわかりませんが、堺市と大阪府警と一緒に行われたことが逆行している、国交省・警察庁方針と堺市・大阪府警方針は全く違う方向を向いているような気がして、ちょっと不安になるんですが、いかがでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 警察との協議におきましても、基本的には原則分離を基本として協議を行っております。今回の件につきましても、路肩塗装ということで協議を行わせていただいたところでございます。以上でございます。

◆西 委員 時間が限られているので恐縮なんですけれども、原則分離の方針なのに、道路上に自転車がさらに許可をされて乗ってくる、これは逆じゃないですか。

◎田中 自転車道整備担当課長 先ほどの資料の件をおっしゃっているんだと思うんですけども、その資料につきましては、路肩のカラー化と、そして歩道部分につきましては自転車通行可が、その部分がちょっと間違っていたというふうに認識しております。以上でございます。

◆西 委員 その資料が間違えているのみならず、こういうことが行われるということは、つまり理解が逆になっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 ちょっと言いわけになりますけども、資料を作成したのが昨年の夏ごろでございまして、その段階といろいろ我々内部でも検討している内容と、やはりちょっと資料的に若干の認識のずれがあったものであると思っております。以上でございまして。

◆西 委員 この通知は何年に出たんでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 平成19年7月12日でございまして。以上でございまして。

◆西 委員 先ほどおっしゃられた資料はいつつくられたんでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 平成21年8月ごろだったと記憶しております。以上でございまして。

◆西 委員 つまり、逆だったと申し上げているんです。順番が、こちらのほうが、通知のほうが先であって資料はその後ですから、やはり理解が間違えられているんじゃないかと思いますが、いかがですか。

◎田中 自転車道整備担当課長 今おっしゃられましたように、やはりこの通知をもとに資料を作成すべきであったというふうに認識しております。以上でございまして。

◆西 委員 間違えた資料を作成されたということによろしいでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

◆西 委員 警察と一緒に行われたこの家原大池の公園前の結果も、今現状見る限りにおいてはこの通達と全く逆のことになっているということでよろしいでしょうか。

◎田中 自転車道整備担当課長 この通達と逆行しているのかということは、逆行していると思いますけども。ただ、警察としましても、今現在自歩可を打ったのは、緊急避難的に打たれたというふうな認識を我々持つておるところでございます。以上でございます。

◆西 委員 では、逆行しているということの理解をさせていただきたいと思いますが、緊急避難的ということでもありますけれども、つまり結果が全く逆のことになっている、さらにそれは勝手に、市も、さらには地元も知らないまま起きていた。つまり、こういう状況に対して今後どのように皆さんがなされるおつもりなのか、ぜひとも教えていただきたいと思います。

◎田中 自転車道整備担当課長 先ほどの国交省の懇談会の報告を受けまして、現状の課題等々書かれております。これらを十分認識しまして、今後の整備に当たっていきいたいと考えております。以上でございます。

◆西 委員 ぜひ取り消していただきたいと思うんですが、建設局長、いらっしゃってますので、お聞きをしたいと思いますが、この通達の内部、このOHP上には引用しておりますけれども、警察庁通達、国土交通省課長通知、ともに歩道の容量が不足している場合、歩道におけるふくそうが常態化しているのであれば、普通自転車歩道通行可規制の解除について検討することとなっています。もちろん、最初に行われなければよかったんですが、今こういう結果になってしまった以上、もう一度解除するためにご尽力していただきたいと思いますが、局長のご意思をお願いします。

◎西川 建設局長 先ほどから家原寺地域における道路交通の安全を確保するというところで、さまざま議論を今していただいております。ただ、今委員おっしゃっていますよ

うに、限られた道路幅員の中で、いかに人、自転車を分離していくかという基本的な考え方が我々欠けておったかなと思います。今後、所轄警察であります西堺署と再度このことにつきまして十分協議をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

◆西 委員　　ぜひとも国の方針、さらには警察庁方針、変わった結果を反映をさせていただいて交渉していただくことをよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。